

# 記入例

## 土砂災害時等の避難確保計画

作成：令和4年1月31日

施設の名称	グループホーム〇〇	
施設の所在地	吉野川市鴨島町鴨島115-1	
施設の用途	社会福祉施設	
連絡先	担当者：川島 花子	
	電話：0883-22-〇〇〇〇	FAX：0883-22-〇〇〇〇

### 1 目的

グループホーム〇〇における土砂災害時等避難確保計画は、土砂災害防止法の規定に基づき、グループホーム〇〇（以下「施設」という。）における土砂災害等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

### 2 防災体制に関する事項

#### （1）各班の任務と組織

施設の防災組織として、管理者を統括管理者とし、次の任務分担により組織活動を実施する。

統括管理者	役職・氏名	任務
情報伝達班	班長：吉野川ヨツピー 班員：吉野川ピッピー	土砂災害予報 高齢者等避難・避難指示等の情報収集、関係者及び関係機関との調整、館内放送による利用者への周知
避難誘導班	班長：鴨島 タロウ 班員：山川 ハナコ	避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認 避難器具の設定や操作

#### （2）土砂災害時の防災体制

土砂災害時においては、次の防災体制をとるものとする。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	台風接近が予想される場合 大雨が予想される場合	気象情報等の収集 統括管理者への情報の報告	情報伝達班 避難誘導班
警戒体制	高齢者等避難発令（吉野川市） 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	気象情報等の収集 避難準備 周辺住民への事前協力依頼 使用する資機材の準備 避難に時間を要する人の避難開始（高齢者等避難発令時）	全職員で対応
非常体制	避難指示発令（吉野川市） 土砂災害警戒情報発表 土砂災害の前兆現象を発見	気象情報等の情報収集 関係機関等への連絡・通報 避難誘導	全職員で対応

### (3) 情報収集及び伝達

情報の伝達については、情報伝達班が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- ① 情報については、統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設関係者と情報共有を行う。
- ② 警戒体制の際、高齢者等避難が発出され避難を開始する際には、避難場所に本施設から避難する旨を連絡する。また、吉野川市防災対策課（0883-22-2235）へ連絡する。
- ③ 避難完了後、吉野川市防災対策課へ完了した旨を連絡する。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島地方気象台ホームページ( <a href="http://www.jma-net.go.jp/tokushima/">http://www.jma-net.go.jp/tokushima/</a> )
土砂災害警戒情報	インターネット(国土交通省:防災情報、徳島県:県土防災情報管理システム)、すだちくんメール
高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット 緊急速報メール

## 3 避難誘導に関する事項

### (1) 避難誘導

- ・避難場所については、牛島公民館（吉野川市鴨島町牛島675-14）とする。
- ・避難場所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。
- ・避難場所への避難については原則徒歩とし、避難誘導に際しては拡声器を使用し誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、吉野川市防災対策課と経路等について確認のうえ、実施する。

### (2) 避難の確保を図るための設備等の配備

情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次のとおりとする。なお、これらの資機材については、日頃からその維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員、利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具、毛布

## 4 防災教育及び訓練

防災組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災にかかる研修を実施するとともに、年1回以上、防災組織を活用した避難訓練を実施する。